

福祉タクシー券交付

平成15年度分の福祉タクシー券、または給油券を4月1日から交付します。該当者は申請してください。

該当者

- 身体障害者手帳1・2級で下肢に障害を有する方
- 下肢・体幹・平衡機能の障害により3級の方
- 視覚障害1級の方
- 通院により血液透析治療を受けている方
- 療育手帳の交付を受けている方
- 心臓機能障害1級の方

*身体障害者手帳または療育手帳、印鑑が申請に必要です。必ず持参ください。

*タクシー利用、または給油の際は必ず身体障害者手帳を提示してください。

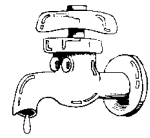
お問い合わせは
福祉事務所社会係

(880・6566)まで



南国市給水条例の改正

「水道法の一部を改正する法律」が成立し、平成14年4月1日から施行されていますが、その中に貯水槽水道（ビル等建物内の水道の総称）の管理の充実および責任の明確化がうたわれています。



このうち簡易専用水道（受水槽）について、従来10を越えるものは設置者に届け出と検査が義務づけられていますが、10以下には法の規制がありませんでした。

そのような状態ではしばしば衛生上の問題が生じ、利用者に不安を与えていました。今回の法改正で10以下の小規模受水槽も水道局が水質調査や点検を行い、設置者に対して指導・助言・勧告を行うことができるようになり、また、南国市給水条例を改正し、平成15年4月1日から施行します。

お問い合わせは
水道局給水係

(863・1234)まで

市民からのお便り

子どもも4月から1年生!

ドライバーの皆さん、安全運転でお願いします。



知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

春は異動の季節、届出を忘れずに!

国民年金は、就職・退職・結婚などで職業や生活状況に変化があったときは届出が必要です。この届出を忘れると年金を受けるために必要な資格期間に足りず、将来年金を受けることができなくなる場合がありますので、忘れずに届出をしましょう。

【20歳になったとき】

厚生年金保険や共済組合等の加入者以外は、国民年金第1号被保険者となり、年金手帳が南国社会保険事務所から送られます。

【会社、役所に就職したとき】

就職先に年金手帳を提出し、勤務先を通じて加入の手続きをします（厚生年金、共済組合に加入すると同時に国民年金の第2号被保険者となります）。

【会社、役所を退職したとき】

市役所で加入の手続きをします（国民年金第1号被保険者となります）。

【結婚や退職等で配偶者（第2号被保険者）に扶養されるようになったとき】

国民年金第3号被保険者への種別変更届を配偶者の勤務先を通じて社会保険事務所に提出します。

【配偶者に扶養されなくなったとき】

国民年金第1号被保険者への種別変更届を市役所に提出します。

【配偶者の加入年金制度が変わったとき（例・会社員から公務員になったとき）】

国民年金第3号被保険者の種別確認届を配偶者の新しい勤務先を通じて社会保険事務所に提出します。

保険料の納め忘れはありませんか?

平成14年度（平成14年4月～平成15年3月分）の保険料の納め忘れはありませんか。

国民年金の毎月の保険料は、翌月の末日が納付期限です。納付期限から2年が過ぎますと時効により保険料を納められなくなりますので、ご注意ください。

年金を受けるためには、保険料を納めた期間と免除された期間の合計が一定以上の期間必要です。

*納め忘れを防ぐためにも便利で確実な「口座振替」をご利用ください。

お問い合わせは

市民課年金係 (880 - 6555)

南国社会保険事務所 (864 - 1111)



ごみ出しは定められた日に!



★ビン・雑ごみ・ペットボトル・水銀を含むごみの収集

日	曜	地 区
3/1	土	田村
3	月	十市(南部)
4	火	片山、里改田
5	水	浜改田
6	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
7	金	立田
8	土	篠原、明見
10	月	下唹内、物部、開田
11	火	稲生
12	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
13	木	稲吉、西窪、新川
14	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
15	土	祈年、東崎(東部・西部)、駅前町
17	月	野田(東芝団地を除く)
18	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、東芝団地
19	水	白木谷、蒲原団地、蒲原住宅
20	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
21	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目 8区(たちばな団地・小籠団地を含む)
22	土	十市(北部)、緑ヶ丘
24	月	国分、比江、左右山、岩村
25	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原
26	水	常通寺島、中島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
27	木	久礼田、植田
28	金	奈路、瓶岩、領石、植野
4/1	火	片山、里改田
2	水	浜改田
3	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
4	金	立田
5	土	田村



★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
3/1	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
3	月	片山、里改田、浜改田
4	火	領石、植野、久礼田、植田
5	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
6	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
7	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
8	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
10	月	十市(南部)
11	火	東崎(東部・西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
12	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠団地
13	木	立田、田村
14	金	後免町、野田、東芝団地
15	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
17	月	片山、里改田、浜改田
18	火	領石、植野、久礼田、植田
19	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
20	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
21	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
22	土	国分、比江、左右山、北小籠
24	月	下唹内、物部、開田
25	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
26	水	稲生
27	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
28	金	奈路、瓶岩、白木谷
4/1	火	領石、植野、久礼田、植田
2	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
3	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
4	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)



* ペットボトルの収集ステーションは、可燃ごみを収集しているステーションです。
 * 【雑ごみ】とは、「旧、金属以外の不燃ごみ」です。
 * 【水銀を含むごみ】の収集は3月と9月の年2回です。



★紙類・布類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
3月3日・17日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町(吉本小児科前を除く)
3月4日・18日 (第1・3火曜日)	下島、田村(八幡南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唹内を除く)、野田、後免町、東芝団地 吉本小児科前
3月5日・19日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
3月10日・24日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
3月11日・25日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(八幡北) 岩村、下唹内
3月12日・26日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅

★ダンボールの収集

と き	地 区
3月6日・20日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町(吉本小児科前を除く)
3月7日・21日 (第1・3金曜日)	下島、田村(八幡南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唹内を除く)、野田、後免町、東芝団地 吉本小児科前
3月1日・15日 (第1・3土曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
3月13日・27日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
3月14日・28日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(八幡北) 岩村、下唹内
3月8日・22日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅